

郵便局ネットワークの維持・活用

平成20年4月9日

日本郵政株式会社

郵便局株式会社

目次

1	郵便局ネットワークに関する法令の枠組み	・・・2
2	郵便局の設置状況	・・・3
3	簡易郵便局の一時閉鎖に対する取組み	
	－簡易局チャネルの強化のための検討会の開催	・・・4
	－緊急対策の実施	・・・5
	－検討とりまとめ	・・・6
4	郵便局ネットワークの活用（地域社会との協働）	・・・10

○郵便局株式会社法及び郵便局株式会社法施行規則により、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置することが求められているところ。

○郵便局株式会社法（平成17年法律第100号）

（郵便局の設置）

第五条 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

○郵便局株式会社法施行規則（平成19年総務省令第37号）

（郵便局の設置基準）

第二条 法第五条の規定に基づく郵便局の設置基準について、会社は、過疎地については、法の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨として次に掲げる基準により郵便局を設置するものとする。

- 一 地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること。
- 二 いずれの市町村（特別区を含む。）についても一以上の郵便局が設置されていること。
- 三 交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていること。

2 前項の「過疎地」とは、次に掲げる地域をいうものとする。

- 一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島
- 三 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島
- 五 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 六 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第二項の規定により公示された地域
- 七 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

3 会社は、第一項の過疎地以外の地域については、同項各号の基準により郵便局を設置するものとする。

2 郵便局の設置状況 ～民営化前後のネットワーク水準～

○直営の郵便局は、民営分社化前後における、廃止や一時閉鎖等の変化はなし。
○ただし、簡易郵便局の一時閉鎖が400局を超えており、その解消が重要課題。

	日本郵政公社	郵便局株式会社						
	平成19年 9月30日	平成19年 10月1日	平成19年 10月31日	平成19年 11月30日	平成19年 12月31日	平成19年 1月31日	平成19年 2月29日	平成20年 3月31日
直営の郵便局	20, 224※	20, 241※	20, 241	20, 241	20, 241	20, 241	20, 241	20, 243
簡易郵便局	4, 299	4, 299	4, 299	4, 299	4, 299	4, 299	4, 299	4, 297
うち一時閉鎖	349	417	423	424	426	435	441	438
合計	24, 523※	24, 540※	24, 540	24, 540	24, 540	24, 540	24, 540	24, 540

※民営分社化時に郵便事業会社の支店になった郵便局が14ある。また、民営分社化以降は郵便局株式会社法における郵便局として分室31を郵便局数に含めている。そのため、民営化の前後で数字が一致しない。

3 簡易郵便局の一時閉鎖に対する取組み ～簡易局チャネルの強化のための検討会の開催～

○簡易局の一時閉鎖対策として、昨年12月より「簡易局チャネルの強化のための検討会を開催。
○12月に「緊急対策」を提示、3月に最終取りまとめを行ったところ。

1) 目 的

簡易郵便局の一時閉鎖局が増加する中、既存施策の抜本的な見直しにより既存受託者の継続と新たな受託者の確保の改善を行い、もって簡易郵便局チャネルの強化を図れるよう、新規施策の具体化、スケジュール化、一部施策の試行等を行う。

2) 位置付け

日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長の諮問機関

3) 検討事項

- ① 委託スキームの見直し
- ② 効果的な新規受託者の確保のための方策
- ③ その他

4) 委 員（敬称略）

① 簡易郵便局受託者

- 川崎 茂俊 全国簡易郵便局連合会会長
財田中簡易郵便局長（香川県）
- 伊藤 道雄 同副会長 東ヶ丘団地簡易郵便局長（福岡県）
- 坂下 尚登 同理事 幸町簡易郵便局長（岩手県）

② 地方自治体

- 三上 潤 岩手県岩泉町 総務課長
- 清川 直樹 三重県松阪市 宇気郷地区市民センター所長

5) オブザーバー

- 宮崎順一郎 郵便事業株式会社 執行役員
- 向井 理希 (株)ゆうちょ銀行 常務執行役
- 加藤 進康 (株)かんぽ生命保険 経営企画部長

6) 事務局

- 事務局長 佐々木英治 日本郵政株式会社 専務執行役

7) スケジュール

- 2007年12月20日 第1回
- 2008年 1月30日 第2回
- 3月21日 第3回（最終回）

③ 郵便局株式会社

- 壺井 俊博 郵便局株式会社 執行役員
- 伊藤 聖 郵便局株式会社 執行役員

④ 受託者の募集事務を担当している実務者

- 菊池 郁夫 郵便局株式会社 東北支社
店舗ネットワーク室長
- 満石 光男 郵便局株式会社 九州支社
店舗ネットワーク室長

3 簡易郵便局の一時閉鎖に対する取組み ～緊急対策の実施～

- 一時閉鎖中の簡易郵便局のうち、これまでに再開が25局。これ以外に既に受託申込みを受けている局が約40局あり、早期再開に向け関係当局への申請手続き等を進めているところ。
- このような取組みと並行して、お客さまのご不便を少しでも軽減できるよう、当面、次の「緊急対策」を実施。

1) 渉外社員出張サービス（平成20年2月29日～。全国73箇所を実施(4月8日までに)）

直営郵便局の渉外社員を、一時閉鎖中の簡易郵便局の近隣の公共施設等に、週2回、1回あたり半日程度派遣し、サービス(切手類の販売、貯金の預入等)を提供

2) 移動郵便局（平成20年2月18日～6月30日。愛知県豊田市で実施）

2箇所の試行場所に移動郵便局を設置し、週2回、1回あたり1時間半程度開業。(郵便窓口業務、ATMによる預貯金の受払い等を実施)

3) 暫定分室の開設(平成20年3月31日)

近隣郵便局まで距離がある等、再開の必要性が極めて高いところに、暫定的に分室を開設。地域の方々に業務を見ていただき、受託意欲につなげる施策。(第一弾として、神奈川県相模原市津久井町に、「津久井郵便局 津久井青根分室」を開設)



愛称「ポスクル号」

3 簡易郵便局の一時閉鎖に対する取組み ～検討とりまとめ～

- 緊急対策に加え、簡易局に関する既存施策を抜本的に見直し。
- 具体的には、取扱手数料の引き上げ(固定部分の約4割引き上げ等)、施設転貸制度の創設、サポート体制の改善、業務・システムの改善を提示。

1) 取扱手数料の見直し

簡易局受託者の処遇を改善するため、取扱手数料の見直しを実施。(本年8月から適用)

- ① 考え方
 - ・ 現行手数料(固定部分と従量部分から構成)の固定部分を約4割引き上げる。
 - ・ 民営化による取扱手続きの変更等により、事務処理に特に時間を要することとなった業務について、従量部分の単価の引上げを行う。
 - ・ 従来手数料算定の対象としていなかった業務を、新たに手数料算定の対象とする。

② 新しい手数料体系

固定部分	区 分	業務範囲		個人の場合	見直し後
	基本額	全事務(郵・貯・為・振・保)		200,130円／月	
従量部分	取扱い料	主な取扱い		単 価	見直し後
		郵便	郵便物の引受・交付	76円	76円
			荷物の引受	126円	126円
			別納郵便	76円	240円
	貯金	預入払戻(定額・定期以外)		120円	120円
		定額・定期		120円	431円
		通帳の無余白再発行		対象外	399円
		住所変更		対象外	504円
	保険	保険料受入		124円	124円

2) 施設転貸制度の創設

- 簡易局の受託者の中には、簡易局の建物の建築・改築、内装工事といった施設の用意に要する初期投資(数百万円)の負担が重いという理由から、受託者となることを断念される方がいるところ。
- このため、郵便局会社が地元自治会の施設、貸店舗等を借り入れて内装工事を実施し、新たな受託者に対し有償で転貸する制度を、本年4月から新たに創設。

施設所有者の意向により施設の転貸が困難な場合は、

- ・ 施設については、施設所有者と郵便局会社・受託者の三者間で賃貸借契約を締結
- ・ 郵便局会社が実施する内装工事部分については、郵便局会社は受託者に貸付け等を措置。

3) サポート体制の改善

① 簡易局サポートマネジャー、事務サポート局

- ・ 担当者に対する訓練の充実
- ・ 事務サポート局への人員の増配置
- ・ 式紙類の請求システムの改善による事務サポート局での事務負担の軽減
- ・ 事務サポート局の一部事務の分散

② 研修体制

- ・ 新規の受託者・補助者が参加しやすい研修に
(宿泊研修の取止め、研修日程の分割、研修センター以外の場所でも実施することに)
- ・ 既存受託者への業務研究会の開催回数の引上げ(年1回から2回に)、「簡易局パワーアップ研修(仮称)」の新設による研修の充実

③ 補助者登録システムの導入

現在、補助者の確保は受託者の努力に委ねられており、受託者確保に苦労している受託者が多いことから、本年6月を目途に、次のようなシステムを導入し、会社としてサポート。

- ・ 補助者ご本人の同意を得られた範囲内で、補助者に関する情報をアップし、受託者による閲覧を可能とする
- ・ 本人の同意を得られた直営局の期間雇用社員についても、登録対象とし、補助者の候補となる者の裾野を広げる

④ パソコンによる情報提供

イントラネット上に、簡易局向けの専用画面を新たに設定し、体系的で分かりやすい情報提供を実施。

4) 業務・システムの改善

① 業務フローの改善

簡易局の負担軽減と事故・ミスの撲滅を図るため、次のような業務フローの見直しを実施。

- ・ 簡易局で保存することとされている証拠書の一部削減（本年4月～）
- ・ 一部書類のゆうちょ銀行貯金事務センターへの送付の取止め（本年4月～）
- ・ 郵便関係の証拠書の授受フローの見直し（本年6月～）

② 新システムの導入

平成24年1月から、汎用端末で操作性・快適性に優れた新たな窓口システムを導入。

なお、平成21年10月を目途に試行運用を実施し、効果と実現可能性を検証しつつ、実装機能の具体化を実施。

③ 郵便切手類等の購入方法の改善

簡易局で販売している郵便切手類等は、受託者が、一旦、近隣直営局から購入し、それを再販売していただいておりますが、直営局へ出向くことが時間的・費用的に厳しい場合があるところ。

このため、本年6月中を目途に、郵送による郵便切手類等の購入を可能に。（郵送料は原則として受託者に負担。一部地域に所在する簡易局については郵便局会社が負担。）

○地域社会との協働の取り組みとして、地方公共団体からの事務の受託、防災における地方公共団体との連携等を実施。

1) 地方公共団体事務の受託

証明書交付事務のほか、敬老優待乗車証の交付、ごみ処理券の販売などの事務を地方公共団体から受託。

平成20年2月末現在

		自治体数	局 数
証明書交付事務	戸籍の謄本・抄本等、納税証明書、外国人登録原票の写し等、住民票の写し等、戸籍の附表の写し等、印鑑登録証明書 の交付	144	548
受託交付事務	敬老優待乗車証等の交付	10	1753
受託販売事務	ごみ処理券、ごみ袋、し尿処理券、入場券、公営バス回数券等の販売	113	1545
その他	住宅再建共済制度の加入申込取次ぎ等	2	1238
	証明書自動交付機への消耗品補充等	1	1
合計		240	4034

(「受託販売事務」欄、「合計」欄の計数は、重複を除く。)

2) その他社会、地域社会への貢献の推進

○防災・被災地支援

: 地方公共団体と各郵便局で締結している防災協定等に基づき、必要な協力体制を維持。

○子ども110番、郵便局の窓口ロビーの地域への提供

: 子ども110番等の社会的弱者の保護、利用可能な郵便局窓口ロビーを地域へ提供。